

ご利用にあたって

現在、障害のある方々に対する施策は行政の各分野にわたって行われており、またサービスの窓口もいろいろと分かれております。

この「しおり」は多岐多様な障害福祉の制度、窓口などについてご理解いただくために作成したものです。そのため、水戸市で実施している事業のみならず、国・県などの関連事業も含めました。

多くの方々に、お手元においていただき有効にご利用いただけますようお願いしております。

なお、ご利用にあたりましては次の点にご留意ください。

- 本書は令和8年4月1日現在を基準に作成したものです。
- 金額・対象者・資格要件などについて改正があるときは、「広報みと」や水戸市障害福祉課のホームページでお知らせします。
- 本書は水戸市障害福祉課のホームページからダウンロードできます。
- ここにご紹介する制度の詳しいことは、関係窓口へお問合せください。

マークの説明



⇒ 身体障害



⇒ 精神障害



⇒ 知的障害



⇒ 難病患者等

◎一部の手続きについて、平成28年1月1日から、申請の際に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。個人番号（マイナンバー）が確認できるもの及び本人確認できるものをご持参ください。

・個人番号確認書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票写し など

・本人確認書類

個人番号カード、写真のある障害者手帳、運転免許証など

※ 通知カードの廃止について

通知カードは、令和2年5月25日に廃止されました。

お手元の通知カードは、経過措置として、住所や氏名等が住民登録と一致している場合に限り、マイナンバーを証明するものとして引き続きご利用いただけます。